

## 誓約書

東京国際プロジェクション  
マッピングアワード実行委員会 殿

教員及び学生を含む当学校法人は、そして参加学生保護者(18歳以下の場合)は、2021年11月に東京ビッグサイトで実施予定の、御社主催による「東京国際プロジェクションマッピングアワードVol.6」に参加するにあたり、参加規約に定められた内容を十分に理解し全ての規定に同意いたします。

同意の証として本契約書に署名し、原紙を自ら保管するとともに、写しを電磁的方法(ストレージへのアップロードや電子メール添付等)により事務局に提出いたします。

年 月 日

[教員または学校関係者の自筆による署名]

学校名 :	学校名 :
所属・役職 :	所属・役職 :
氏名 (自筆) :	氏名 (自筆) :

学校名 :	学校名 :
所属・役職 :	所属・役職 :
氏名 (自筆) :	氏名 (自筆) :

[制作者(教員、学生等)全員の自筆による署名]

学校名 :	学校名 :
学部・学科・学年 :	学部・学科・学年 :
氏名 (自筆) :	氏名 (自筆) :

学校名 :	学校名 :
学部・学科・学年 :	学部・学科・学年 :
氏名 (自筆) :	氏名 (自筆) :

学校名 :	学校名 :
学部・学科・学年 :	学部・学科・学年 :
氏名 (自筆) :	氏名 (自筆) :

学校名 :	学校名 :
学部・学科・学年 :	学部・学科・学年 :
氏名 (自筆) :	氏名 (自筆) :

学校名 :	学校名 :
学部・学科・学年 :	学部・学科・学年 :
氏名 (自筆) :	氏名 (自筆) :

学校名 :	学校名 :
学部・学科・学年 :	学部・学科・学年 :
氏名 (自筆) :	氏名 (自筆) :

# 参加規約

## 第1条（目的）

東京国際プロジェクションマッピングアワード実行委員会（以下「甲」という）は、参加学校法人に対して、2021年11月に東京ビッグサイトで実施予定の、甲主催による「東京国際プロジェクションマッピングアワード Vol.6」（以下「本件イベント」という）に参加を予定し誓約書に署名押印した学校法人に対し、本件イベントで上映する映像作品（以下「本作品」という）の企画、制作及び編集、画質の調整、その他一連の映像作品制作業務（総称して以下「本件業務」という）を依頼する。

参加学校法人は、参加学校法人の教員や学生等とともに、2020年10月末日までに、責任を持って本件業務を遂行し、公式HP内応募要項記載の条件で本作品を応募するものとする。

## 第2条（権利の帰属等）

権利の帰属その他注意事項は、公式HP内応募要項記載のとおりとする。

## 第3条（対価）

本作品に関して、甲が参加学校法人に支払うべき金員は、本件イベントにおける受賞者に対する賞金以外にはなく、また、本作品の制作業務に第三者（教員や学生を含むが、これらに限られない。）が関与し、当該第三者に支払うべき報酬が発生する場合は、参加学校法人から当該第三者に対して直接支払われるものとする。

## 第4条（有効地域、期間）

本参加規約は、日本国を含む全世界地域において効力を有し、その有効期間は、別段の取り決めがある場合を除き、本参加規約締結日に発効し、本件イベント終了日の翌日から起算して1年を経過する日までとするものとする。

## 第5条（保証）

甲及び参加学校法人は、本参加規約を締結、存続するに必要なかつ十分な権利、権限及び能力を有し、いかなる第三者からも何等の拘束又は異議申立てを受けることなく、本参加規約を自由に且つ有効に遂行し得ることを保証する。

## 第6条（権利譲渡の禁止）

甲及び参加学校法人は、本参加規約において別段の定めがある場合を除き、本参加規約により生じる権利、義務の全部又は一部を相手方の書面による事前の承諾なく、第三者に譲渡し、継承させ又は担保に供する等してはならないものとする。

## 第7条（特記事項）

本作品のクレジットタイトル上の表記は、下記のとおりとする。

記

©東京国際プロジェクションマッピングアワード実行委員会

以上

## 第8条（秘密保持）

甲及び参加学校法人は、本参加規約の履行に関連して知り得た相手方及び相手方の取引先等に関する全ての秘密情報を相手方の書面による承諾なくして第三者に開示又は漏洩してはならない。

## 第9条（損害賠償等）

参加学校法人が本参加規約（募集要項を含む）の一部に違反したことが客観的に明らかに認められる場合、甲は、参加学校法人による本作品の応募を取消すとともに、甲が当該違反によって何らかの損害を被った場合には、参加学校法人に対して当該損害の賠償を請求することができるものとする。

## 第10条（別途協議）

本参加規約に定めのない事項又は本参加規約の諸条項について疑義を生じた場合、甲及び参加学校法人は、誠意をもって協議の上、信義に則して解決するものとする。

## 第11条（合意管轄）

本参加規約から生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上